

# 平成29年7月の主な動き、取組

## 1 雇用失業情勢への対応（平成29年5月内容）

有効求人数	39,091人	対前年同月比	15.0%増(33か月連続の増加)
有効求職者数	35,620人	対前年同月比	3.4%減(85か月連続の減少)
有効求人倍率	1.17倍	対前月比	0.02ポイント増

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な正社員求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

## 2 安全衛生に係る優良事業場表彰

鹿児島労働局では、全国安全週間（7月1日～7日）行事の一環として、7月3日（月）に開催される平成29年度鹿児島労働安全衛生大会において、安全衛生水準が高く他の模範と認められる

- かおう花王ロジスティクス株式会社 かごしま鹿児島センター（鹿児島市）
- 株式会社 まことけんせつ誠建設（薩摩川内市）
- 株式会社 ひらはらぐみ平原組（始良郡湧水町）

の県内3事業場を鹿児島労働局長奨励賞として表彰します。

## 3 建設工事現場の合同安全パトロールの実施

鹿児島労働局では、労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、さらに、減少に転じさせるため、「7月1日から7月7日」の全国安全週間の機会をとらえ、さらに広く職場の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、建設業関係団体、災害防止団体、発注機関に呼びかけ、各団体と局長と、合同で建設工事現場に対する安全パトロールを7月7日に、実施することとしました。

## 4 改正育児・介護休業法等説明会の実施

平成29年10月1日から施行されます、改正育児・介護休業法により、保育園などに入れられない場合2歳までの育児休業が可能となることなどを踏まえて、法に沿った規定の改訂等の準備とともに、有期契約労働者に対する無期転換ルールの内容を理解いただくため、説明会を開催します。

## 5 「くるみん認定」企業が32社

次世代育成支援対策法に基づき、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、子育てサポート企業として認定（くるみん認定）を受けることができます。当局では、平成29年に入って、新たな認定が2企業、3度目の認定が1企業出ており、全体で32社となっております。今後も引き続き、子育て企業が増え、くるみん、また、プラチナくるみん取得企業ができるように、働きかけを行っていきます。

## 6 平成29年度「均等・両立推進企業表彰」及び「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」に応募する候補企業の募集

厚生労働省では、平成29年度「均等・両立推進企業表彰」及び「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」の候補となる企業を公募しています。

応募期間は、「均等・両立推進企業表彰」が平成29年7月31日まで、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」が平成29年8月3日までです。

応募期間に、管内企業から応募が図られるように、働きかけを行っていくこととしています。

## 5月の有効求人倍率は1.17倍で、前月を0.02ポイント上回り 上回り統計開始以来過去最高となる

鹿児島県の5月の有効求人倍率(季節調整値)は1.17倍となり、前月を0.02ポイント上回りました。

新規求人倍率(同)は1.80倍となり、前月を0.01ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.74倍となり、前年同月(0.60倍)を0.14ポイント上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、13.6%増と10か月連続で増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(34.2%増)は20か月連続の増加、製造業(41.6%増)は7か月連続の増加、運輸業、郵便業(17.2%増)は2か月ぶりの増加、卸売業、小売業(2.3%増)は10か月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(8.4%減)は3か月ぶりの減少、医療、福祉(18.2%増)は19か月連続の増加、他のサービス業(15.2%増)は6か月連続の増加となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ2.9%減と4か月連続の減少となりました。

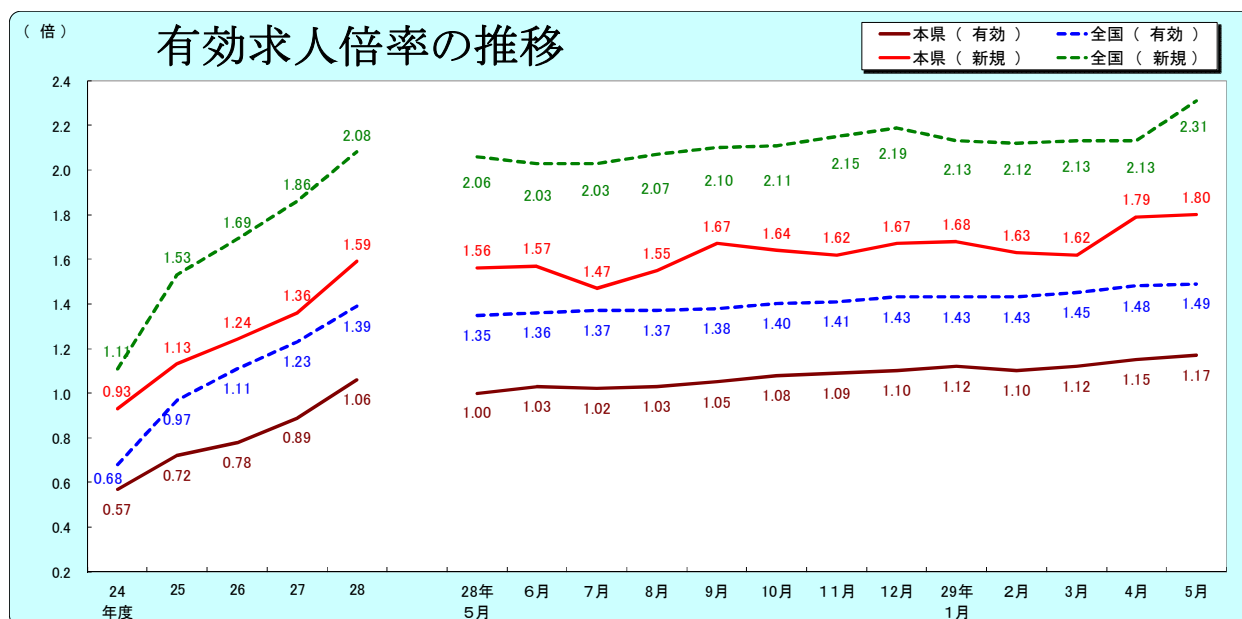
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(10.7%増)は2か月ぶりの増加、離職求職者(5.6%減)は9か月連続の減少、無業求職者(10.4%減)は4か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(9.8%減)は18か月連続の減少、自己都合離職者(4.6%減)は4か月連続の減少となりました。

政府の5月の月例経済報告では、個人消費、設備投資、輸出、生産、企業収益、消費者物価については、いずれの項目も据え置かれました。景気の基調判断は、「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」と、据え置かれました。また、雇用情勢も「改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が13か月連続で1倍台となり、有効求人数(原数値)が、33か月連続で前年同月を上回り、5月としては統計開始以来、過去最高となるなど、全体としては企業の採用意欲は高く、依然として改善傾向にあるものの、産業により求人の増減にばらつきがみられることから、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

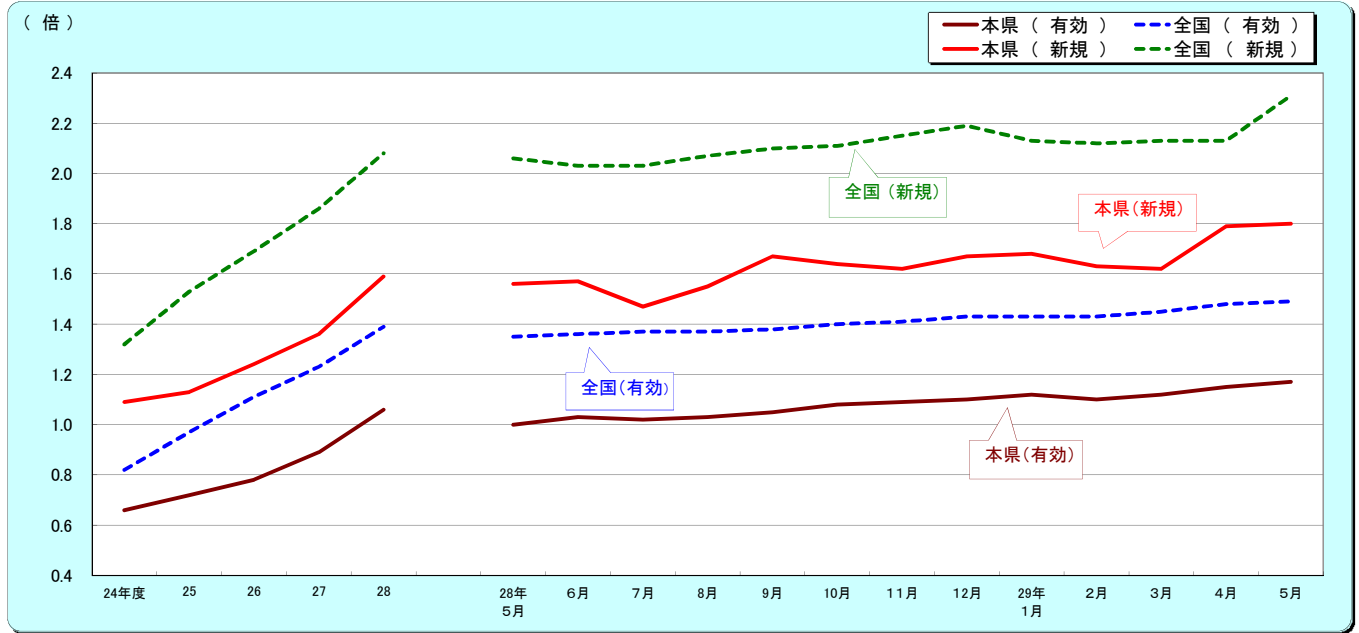


## 最近の雇用失業情勢 (平成29年5月分)

### 概況

・鹿児島県の5月の有効求人倍率(季節調整値)は1.17倍となり、前月を0.02ポイント上回った。  
なお、全国の5月の有効求人倍率(季節調整値)は1.49倍となり、前月を0.01ポイント上回った。

### 1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



	24年度	25	26	27	28	28年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年1月	2月	3月	4月	5月	
有効求人倍率	本県	0.66	0.72	0.78	0.89	1.06	1.00	1.03	1.02	1.03	1.05	1.08	1.09	1.10	1.12	1.10	1.12	1.15	1.17
	全国	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49
新規求人倍率	本県	1.09	1.13	1.24	1.36	1.59	1.56	1.57	1.47	1.55	1.67	1.64	1.62	1.67	1.68	1.63	1.62	1.79	1.80
	全国	1.32	1.53	1.69	1.86	2.08	2.06	2.03	2.03	2.07	2.10	2.11	2.15	2.19	2.13	2.12	2.13	2.13	2.31

\*28年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

### 2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

5月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ13.6%増と10ヶ月連続の増加となった。

5月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(34.2%増)は20ヶ月連続の増加、【製造業】(41.6%増)は7ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(17.2%増)は2ヶ月ぶりの増加、【卸売業、小売業】(2.3%増)は10ヶ月連続の増加、【宿泊業、飲食サービス業】(8.4%減)は3ヶ月ぶりの減少、【医療、福祉】(18.2%増)は19ヶ月連続の増加、【サービス業】(15.2%増)は6ヶ月連続の増加となった。

5月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ15.0%増と33ヶ月連続の増加となった。

( )内前年同月比(%)

新産業分類	平成28年度 (月平均)		平成29年							
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
新規求人数	13,305	(8.7)	15,426	(9.7)	14,760	(8.7)	14,295	(14.3)	14,164	(13.6)
D 建設業	1,026	(22.4)	1,039	(24.9)	1,038	(15.6)	1,238	(28.7)	1,080	(34.2)
E 製造業	1,221	(8.3)	1,264	(18.1)	1,344	(8.6)	1,284	(4.9)	1,542	(41.6)
H 運輸業、郵便業	599	(14.9)	768	(32.6)	706	(41.2)	506	(▲5.6)	757	(17.2)
I 卸売業、小売業	2,205	(7.9)	2,560	(2.4)	2,127	(0.1)	2,294	(19.5)	2,387	(2.3)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,142	(13.7)	1,116	(▲16.5)	1,341	(16.7)	1,608	(38.0)	1,059	(▲8.4)
P 医療、福祉	3,583	(12.7)	4,115	(11.0)	4,151	(9.9)	3,432	(5.1)	3,806	(18.2)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,446	(▲8.9)	1,730	(21.8)	1,655	(9.6)	1,554	(13.0)	1,558	(15.2)
有効求人数	35,974	(11.6)	39,512	(13.1)	41,636	(13.1)	39,452	(11.5)	39,091	(15.0)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

5月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.9%減と4ヶ月連続の減少となった。  
 新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(10.7%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。  
 また、離職求職者(5.6%減)は9ヶ月連続の減少、無業求職者(10.4%減)は4ヶ月連続の減少となった。  
 離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(9.8%減)は18ヶ月連続の減少となった。  
 自己都合離職者(4.6%減)は4ヶ月連続の減少となった。  
 5月の受給資格決定件数(3.4%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。  
 また、受給者実人員(1.4%減)は50ヶ月連続の減少となった。  
 5月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ3.4%減と85ヶ月連続の減少となった。

( )内前年同月比(%)

	平成28年度 (月平均)		平成29年							
			2月		3月		4月		5月	
新規求職者数	8,355	(▲7.1)	8,695	(▲8.7)	9,245	(▲4.7)	10,683	(▲5.4)	8,718	(▲2.9)
44歳以下	4,880	(▲9.0)	4,932	(▲12.2)	5,316	(▲8.4)	5,676	(▲6.8)	5,012	(▲6.8)
※うち34歳以下	3,056	(▲10.0)	2,936	(▲15.0)	3,286	(▲11.6)	3,622	(▲8.4)	3,099	(▲7.5)
45歳以上	3,475	(▲4.3)	3,763	(▲3.7)	3,929	(0.8)	5,007	(▲3.8)	3,706	(3.1)
うち55歳以上	2,003	(▲3.5)	2,136	(▲3.5)	2,272	(2.4)	3,319	(▲3.8)	2,217	(7.6)
雇用保険受給資格決定件数	2,099	(▲7.5)	1,876	(▲2.3)	1,892	(▲9.0)	3,549	(1.7)	2,789	(▲3.4)
有効求職者数	33,910	(▲6.1)	32,998	(▲3.6)	34,821	(▲3.8)	35,603	(▲5.5)	35,620	(▲3.4)
44歳以下	18,210	(▲7.5)	17,708	(▲5.1)	18,572	(▲6.5)	18,564	(▲7.6)	18,505	(▲6.0)
※うち34歳以下	11,317	(▲7.8)	10,832	(▲5.9)	11,414	(▲7.4)	11,550	(▲8.6)	11,519	(▲7.0)
45歳以上	15,700	(▲4.4)	15,290	(▲1.9)	16,249	(▲0.5)	17,039	(▲3.1)	17,115	(▲0.6)
うち55歳以上	9,647	(▲3.4)	9,214	(▲1.6)	9,840	(▲0.2)	10,810	(▲2.2)	10,947	(1.1)
雇用保険受給者実人員	6,632	(▲9.7)	5,904	(▲11.2)	5,830	(▲9.1)	5,633	(▲9.6)	6,393	(▲1.4)

※(新規常用求職者態様別内訳)

( )内前年同月比(%)

	平成28年度 (月平均)		平成29年							
			2月		3月		4月		5月	
新規常用求職者	8,270	(▲7.2)	8,637	(▲8.6)	9,190	(▲4.6)	10,640	(▲5.2)	8,638	(▲2.6)
在職求職者	2,237	(▲4.7)	3,110	(▲3.7)	2,981	(1.1)	1,964	(▲2.8)	2,143	(10.7)
離職求職者	5,040	(▲7.8)	4,506	(▲12.4)	4,987	(▲6.9)	7,485	(▲6.1)	5,488	(▲5.6)
うち事業主都合	1,129	(▲17.0)	914	(▲20.5)	1,021	(▲15.8)	2,323	(▲10.6)	1,215	(▲9.8)
うち自己都合	3,653	(▲4.6)	3,335	(▲10.6)	3,720	(▲5.0)	4,679	(▲3.3)	3,989	(▲4.6)
無業求職者	993	(▲9.6)	1,021	(▲5.7)	1,222	(▲8.3)	1,191	(▲2.8)	1,007	(▲10.4)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

5月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ4.0%減と2ヶ月連続の減少となった。

( )内前年同月比(%)

	平成28年度 (月平均)		平成29年							
			2月		3月		4月		5月	
就職件数	3,537	(▲2.6)	3,500	(▲3.0)	4,773	(5.6)	3,762	(▲11.9)	3,809	(▲4.0)
44歳以下	2,124	(▲5.3)	2,115	(▲1.5)	2,720	(▲0.9)	2,261	(▲12.9)	2,201	(▲9.4)
※うち34歳以下	1,181	(▲6.5)	1,159	(▲6.4)	1,451	(▲4.4)	1,324	(▲13.4)	1,247	(▲8.6)
45歳以上	1,413	(1.7)	1,385	(▲5.1)	2,053	(15.7)	1,501	(▲10.3)	1,608	(4.5)
うち55歳以上	702	(2.8)	675	(▲7.5)	1,033	(15.0)	772	(▲11.5)	872	(6.6)
雇用保険受給者	845	(▲2.3)	794	(▲5.9)	985	(5.7)	767	(▲9.1)	1,011	(▲0.4)

5. 完全失業率(全国)

	26年平均	27年平均	28年平均	12月	1月	2月	3月	4月	5月
完全失業率(%)	3.6	3.4	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8	3.1
完全失業者数(万人)	236	222	208	193	197	188	188	197	210

※完全失業率は季節調整値

\* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」



7月3日（月）に開催される平成29年度鹿児島  
労働安全衛生大会において、県内3事業場に対し、  
鹿児島労働局長表彰を行います

鹿児島労働局は、全国安全週間（7月1日～7日）行事の一環  
として、7月3日（月）開催される平成29年度鹿児島労働安全衛  
生大会において、安全衛生水準が高く他の模範と認められる

- 花王<sup>かおう</sup>ロジスティクス 株式会社 鹿児島<sup>かごしま</sup>センター（鹿児島市）
- 株式会社 誠<sup>まことけんせつ</sup>建設（薩摩川内市）
- 株式会社 平原<sup>ひらはらぐみ</sup>組（始良郡湧水町）

の県内3事業場を鹿児島労働局長奨励賞として表彰します。

（労働基準部健康安全課）

資料1 平成29年度安全衛生に係る表彰事業場

資料2 平成29年度鹿児島労働安全衛生大会の次第

平成29年度 安全衛生に係る表彰事業場

鹿児島労働局長表彰

【奨励賞】

かおうろじすていくす 株式会社 かがしませんたー (鹿児島市)  
花王ロジステイクス 株式会社 鹿児島センター

株式会社 まことけんせつ (薩摩川内市)  
株式会社 誠建設

株式会社 ひらはらぐみ (始良郡湧水町)  
株式会社 平原組

## 平成29年度 鹿児島労働安全衛生大会 会次第

- 1 日時 平成29年7月3日(月) 13:00～16:20
- 2 場所 鹿児島市民文化ホール(鹿児島市与次郎2-3-1)
- 3 大会次第
  - (1) 開場・受付開始 12:00
  - (2) 開会・黙祷 13:00
  - (3) 開会の辞 13:05  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島県支部長
  - (4) 表彰式 13:10  
鹿児島労働局長賞授与
  - (5) 挨拶 13:25
    - ① 大会会長 鹿児島県労働基準協会会長
    - ② 鹿児島労働局長
  - (6) 来賓祝辞 13:40
    - ① 鹿児島県知事
    - ② 鹿児島市長
    - ③ 鹿児島県経営者協会会長
    - ④ 日本労働組合総連合会鹿児島県連合会長
  - 休憩(15分) ストレッチ体操 13:55
  - (7) 特別講演 「乳がんの治療と就労」 14:10  
講師 社会医療法人博愛会 相良病院 乳腺科医師 (60分)  
川野 純子 先生
  - (8) 特別講演 「労働災害防止対策の原点 15:10  
～危険を危険と気づくために～」 (60分)  
講師 中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター所長  
原岡 義彦 先生
  - (9) 大会宣言 16:10  
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 副支部長
  - (10) 閉会の辞 16:15  
建設荷役車両安全技術協会 鹿児島県支部 副支部長
  - (11) 閉会



鹿児島労働局発表  
平成 29 年 6 月 30 日

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部健康安全課  
課長 大澤 隆  
産業安全専門官 池濱 輝生  
(直通電話) 099-223-8279

報道関係者 各位

## 鹿児島労働局長による安全パトロールの実施

～建設業の労働災害の増加を踏まえ、建設業関係団体等と連携した局長パトロールを実施します～

鹿児島県内の建設業における平成 28 年の休業 4 日以上の死傷者数は、対前年比で 24 人(8.3%)増の 314 人となり、建築工事業は対前年比-13 人(8.1%)減の 148 人となったものの、土木工事業は対前年比 26 人(25.2%)増の 129 人、その他の建設業は 11 人(42.3%)増の 37 人となっており、過去 10 年の推移をみると、平成 19 年以降最多となっています。

死亡災害は 2 年連続して減少しているものの、4 件と少なくない災害が発生し、全死亡者数の 2 割を占めており、今後の災害の増加が危惧されるところです。このような状況を踏まえ、鹿児島労働局(局長 江原 由明)では、全国安全週間の機会をとらえ、広く職場の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、建設業関係団体等と連携・協力し、鹿児島労働局長による安全パトロールを実施いたします。

また、7 月は「クールワークキャンペーン」(※)の重点取組期間でもありますので、暑さ指数測定器を活用した、暑さ指数(WBGT 値)(※1)の把握とその対応等の徹底についても周知を図ります。

1 日時

平成 29 年 7 月 7 日(金) 10:00~12:00

2 場所

鹿児島市与次郎 1 丁目 13-1

鹿児島県厚生連施設整備事業

3 スケジュール

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| (1) 09:50       | 現地集合(現場事務所)  |
| (2) 10:00~10:05 | 鹿児島労働局長あいさつ  |
| (3) 10:05~10:15 | 工事現場所長工事概要説明 |
| (4) 10:15~11:30 | 建築工事現場パトロール  |
| (5) 11:30~12:00 | 講評           |

#### 4 工事概要等

- (1) 工事名 鹿児島県厚生連施設整備事業
- (2) 所在地 鹿児島市与次郎1丁目13-1
- (3) 構造 鉄骨コンクリート造8階建
- (4) 発注者 鹿児島県厚生農業協同組合連合会
- (5) 施工者 五洋建設株式会社 九州支店

#### 5 参加団体・機関

鹿児島建設工事関係連絡会議構成員のうち、関連する団体・機関  
鹿児島労働局・鹿児島労働基準監督署

#### 6 その他

- (1) 撮影等の取材を希望する場合は、7月5日(水)16:30までに、担当者まで御連絡ください。
- (2) 駐車場は現場内となりますので、誘導員の指示に従って下さい。また、可能な限り自家用車の利用は控えて下さい。
- (3) 現場では、保護帽(ヘルメット)の着用をお願いします。未着用者の入場は固く断ります。
- (4) 現場内では、関係者の指示に従って移動してください。

\* 雨天決行いたします。

※ 熱中症予防期間 平成29年5月1日から9月30日まで 準備期間4月、重点取組期間7月

※1 黒球温度(直射日光にさらされた状態での平衡温度を観測)、湿球温度(水分が蒸発したときの冷却熱と平衡した時の温度で、空気が乾いたときほど気温との差が大きくなります)、乾球温度(通常の温度計を使用してそのままの気温を観測)を用いて表します。

屋外  $0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{黒球温度}$

屋内  $0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

#### 《参考資料》

平成29年度全国安全週間 鹿児島労働局安全パトロール実施要綱

## 平成 29 年度全国安全週間 鹿兒島労働局安全パトロール実施要綱

### 1 趣旨

平成 29 年度の全国安全週間（7 月 1 日～7 日）にあたり、鹿兒島労働局による安全パトロールを実施することにより、広く安全意識の高揚と安全活動の定着を図る。また、建設業関係団体及び労働災害防止団体並びに発注機関等との連携を図り、管内事業場の安全水準の向上を図る。

### 2 実施者

鹿兒島労働局

### 3 実施日時

平成 29 年 7 月 7 日（金） 10:00～12:00

### 4 場所

鹿兒島市与次郎 1 丁目 13-1  
（鹿兒島県厚生連施設整備事業）

### 5 スケジュール

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 09:50       | 現地集合（現場事務所前広場） |
| (2) 10:00～10:05 | 鹿兒島労働局長 あいさつ   |
| (3) 10:05～10:15 | 現場所長 工事概要説明    |
| (4) 10:15～11:30 | パトロール          |
| (5) 11:30～12:00 | 講評             |
| (6) 12:00       | 終了             |

### 6 工事概要等

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| (1) 事業場名 | 五洋建設株式会社 九州支店     |
| (2) 工事名  | 鹿兒島県厚生連施設整備事業     |
| (3) 所在地  | 鹿兒島市与次郎 1 丁目 13-1 |
| (4) 発注者  | 鹿兒島県厚生農業協同組合連合会   |
| (5) 工事概要 | 鉄骨コンクリート造 8 階建工事  |

### 7 参加団体（予定）

鹿兒島建設工事関係者連絡会議構成員のうち、関連する団体・機関

鹿児島労働局・鹿児島労働基準監督署

8 安全パトロールにおける重点的な確認及び指導事項

- (1) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- (2) 墜落・転落防止対策の徹底及び手すり先行工法等の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置の実施、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- (3) 移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- (4) 新規入場者教育等の建設従事者教育の実施
- (5) 熱中症予防対策
- (6) 安全週間における取組内容
- (7) 転倒災害防止対策（STOP! 転倒災害プロジェクト）
- (8) 交通労働災害防止対策

## 改正育児・介護休業法等説明会を実施します！

育児・介護休業法が保育園などに入れない場合2歳までの育児休業が可能となるなどの内容が、平成29年3月31日に改正され、同年10月1日より施行されるに伴い、その内容に沿った規定の改訂等の準備とともに、有期契約労働者に対する無期転換ルールの内容を理解いただくため、下記のとおり説明会を開催します。

なお、厚生労働省では、労使がともに、職場におけるハラスメント（妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメントなど）の防止措置の重要性について理解を深めていただくため、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」を実施することとしており、当局におきましても、その一環として説明会を実施し、あわせて特別相談窓口を7月から10月まで開設します。

### 〈改正法説明会〉

#### ●開催日時・会場

日	時間	会場	定員
7月24日（月）	13:00～ 15:00	リナシティかのや 情報研修室 （鹿屋市大手町1-1 TEL 0994-35-1001）	60名
7月26日（水）		霧島市人材育成センター 大研修室 （霧島市国分中央3-44-36 TEL 0995-45-0313）	100名
8月2日（水）		歴史資料センター黎明館 講堂 （鹿児島市城山町7-2 TEL 099-222-5100）	200名

#### ●説明の内容（一部）

- ・改正育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法認定基準改定
- ・育児休業等に関するハラスメント防止対策 ・無期転換ルールについて など

#### ●相談会の内容 ※相談会は要予約

- ・説明会の内容に関すること ・非正規労働者の雇用管理に関すること

#### ●申込み〆切 7月18日（火）先着順。（※定員に達した場合、〆切日前に受付終了あり）

#### ●問合せ先 鹿児島労働局雇用環境・均等室 TEL099-223-8239 FAX099-223-8235

（雇用環境・均等室）

# 保育園などに入れ ない場合 2歳まで育児休業が取れるようになります!

～ 平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします ～

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、**育児・介護休業法が変わります**。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

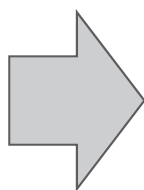
## 改正内容①: 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に



- 1歳6か月以後も、保育園等に入れられないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。(詳細はハローワークまで)



12月で1歳6か月までの育休が終わるのに、申し込んだけど、入れる保育園がない。どうしよう……。



比較的、保育園に入りやすい4月まで育休を取得できるようになるね。



## 改正内容②: 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。

育児休業中はね……



## 改正内容③: 育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

(育児目的休暇の例)

配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など



**育児・介護休業法の詳細な内容については、厚生労働省ホームページでご確認ください。**

### ■ 厚生労働省ホームページ ■

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、  
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

●北海道	011-709-2715	●東京	03-3512-1611	●滋賀	077-523-1190	●香川	087-811-8924
●青森	017-734-4211	●神奈川	045-211-7380	●京都	075-241-3212	●愛媛	089-935-5222
●岩手	019-604-3010	●新潟	025-288-3511	●大阪	06-6941-8940	●高知	088-885-6041
●宮城	022-299-8834	●富山	076-432-2740	●兵庫	078-367-0820	●福岡	092-411-4894
●秋田	018-862-6684	●石川	076-265-4429	●奈良	0742-32-0210	●佐賀	0952-32-7167
●山形	023-624-8228	●福井	0776-22-3947	●和歌山	073-488-1170	●長崎	095-801-0050
●福島	024-536-4609	●山梨	055-225-2851	●鳥取	0857-29-1709	●熊本	096-352-3865
●茨城	029-277-8295	●長野	026-227-0125	●島根	0852-31-1161	●大分	097-532-4025
●栃木	028-633-2795	●岐阜	058-245-1550	●岡山	086-225-2017	●宮崎	0985-38-8821
●群馬	027-896-4739	●静岡	054-252-5310	●広島	082-221-9247	●鹿児島	099-223-8239
●埼玉	048-600-6210	●愛知	052-219-5509	●山口	083-995-0390	●沖縄	098-868-4380
●千葉	043-221-2307	●三重	059-226-2318	●徳島	088-652-2718		

※育児休業給付金については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

## 「くるみん認定」企業が32社になりました！

鹿児島労働局では、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として、2017年のくるみん認定決定は、以下の3企業です。

なお、鹿児島労働局においては、現在くるみん認定が32社、プラチナくるみんが1社です。

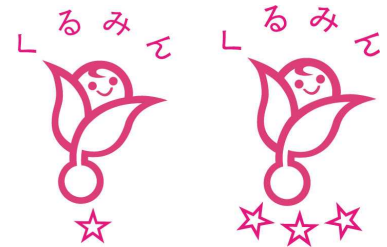
<平成29年5月16日認定>

**医療法人慈圭会** 認定1回目（鹿児島市）

<平成29年2月20日認定>

**コーアツ工業株式会社** 認定1回目（鹿児島市）

**鹿児島相互信用金庫** 認定3回目（鹿児島市）



認定マーク:愛称「くるみん」

☆の数で認定回数を表しています。



（認定伝達 医療法人慈圭会にて）

※認定した企業の取組は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています。

（雇用環境・均等室）



## くるみん認定 プラチナくるみん認定 の認定基準・認定マークが改正されます

2017年4月1日から、くるみん認定・プラチナくるみん認定は、子育てサポート企業を多方面より評価する認定基準に生まれ変わります。

新しい認定基準は  
**平成29年4月1日から**適用されます。



厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

## 次世代育成支援対策推進法とは

企業のみならず、国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための行動計画を策定することを求めている法律です。

## くるみん認定 プラチナくるみん認定とは

子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）が企業に対して行う認定です。

企業が次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けることができます。

また、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

## くるみんマークが新しくなります

2017年4月1日から、新しい認定基準を満たした場合、より高い基準を満たした企業として、新しいくるみんマークが付与されます。

新しいマークは上部に最新の認定年を記載し、いつ認定を取得した企業が、一目で分かるようになりました。

また、星の数は、これまで認定を受けた回数を表しています。実際に付与されるマークは、認定を受けた回数に応じて星の数が変わります。



## 認定基準等の主な改正ポイント



### 労働時間の基準を追加

#### 法定時間外労働時間等の実績に係る基準が新しくなりました。

- くるみん認定・プラチナくるみん認定ともに
- ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満
  - ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者ゼロの2つの基準を満たす必要があります。



### プラチナくるみんの公表事項を追加

#### 公表事項に、労働時間数の実績が追加されました。

- プラチナくるみんについては、
- ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の各月の平均時間
  - ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者の数が、公表事項に追加されます。



### 男性育休取得率はより高い目標へ

#### 男性育休取得率の認定基準が、「1人以上」から「7%以上」になりました。

企業の子育てサポートには、男性の育児を支援することが重要であることから、くるみん認定の男性の育児休業取得率は7%以上と、より高い基準となりました。



### 育休以外の男性の育児も評価

#### 男性の育休取得率にかえて、育児目的休暇取得等でも認定基準を満たすことができるようになりました。

男性による育児の促進に関する取組を評価するため、くるみん認定については、「企業が講ずる育児を目的とした休暇制度の取得率15%以上かつ育児休業取得者1人以上」の場合も基準を満たすことができるようになりました。






### 「関係法令に違反する重大な事実」の範囲を拡大

#### 対象企業に労働関係の法令違反がないか、より厳しく確認するようになりました。

「関係法令に違反する重大な事実がないこと」という認定要件に、「労働基準関係法令の同一条項に複数回違反」等が追加され、対象企業の法令違反を、より厳しく確認するようになりました。

※対象となる「関係法令」については、えるぼし認定制度、ユースエール認定制度共通となります。

# 改正認定基準一覧

 <b>くるみん 認定基準</b>	 <b>プラチナくるみん 認定基準</b>
<p>1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。</p> <p>2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。</p> <p>3. 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。</p> <p>4. 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。</p> <p>5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと</p> <p>① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること</p> <p>② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が15%以上であり、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること</p> <p>&lt;労働者数300人以下の企業の特例&gt; 計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <p>① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。</p> <p>② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。</p> <p>③ 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が7%以上であること。</p> <p>④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。</p> <p>6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。</p> <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt; 上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。</p> <p>7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。</p> <p>8. 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと</p> <p>① フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。</p> <p>② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。</p> <p>9. 次の①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること。</p> <p>① 所定外労働の削減のための措置</p> <p>② 年次有給休暇の取得の促進のための措置</p> <p>③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</p> <p>※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません</p> <p>10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと</p> <p>※「その他関係法令に違反する重大な事実」とは、以下の法令違反等を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準法、労働安全衛生法等に違反して送検公表</li> <li>男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法で勧告</li> <li>労働保険料未納</li> <li>長時間労働等に関する重大な労働法令に違反し、是正意思なし</li> <li>労働基準関係法令の同一条項に複数回違反</li> <li>違法な長時間労働を繰り返す企業経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名公表 等</li> </ul>	<p>1～4 改正くるみん認定基準1～4と同一。</p> <p>5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと</p> <p>① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が13%以上</p> <p>② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。</p> <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt; 計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいない場合でも、改正くるみん認定の5.の①、②、④もしくは「計画の開始前3年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <p>6・7・8 改正くるみん認定基準6・7・8と同一。</p> <p>9. 改正くるみん認定基準の9.の①～③すべてに取り組み、①又は②について数値目標を定めて実施し、達成すること。</p> <p>10. 計画期間において、</p> <p>① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が90%以上</p> <p>② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が55%以上のいずれかを満たすこと。</p> <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt; 上記10の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を併せて計算し①又は②を満たせば、基準を満たす。</p> <p>11. 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。</p> <p>12. 改正くるみん認定基準10と同一。</p> <div data-bbox="874 1361 1449 1541" style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f9e79f;"> <p><b>「フルタイムの労働者等」とは</b></p> <p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除く、全ての労働者をいいます。</p> </div> <div data-bbox="1066 1653 1465 1751" style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #d9ead3;"> <p>プラチナくるみんのマークは、変更ありません。</p> </div> <div data-bbox="817 1742 1136 2101" style="text-align: center;">  <p>プラチナくるみん 子育てサポートしています</p> </div>

# 改正くるみん認定・プラチナくるみん認定の Q&A

## Q 新基準はいつから適用されるの？

**2017年4月1日の申請から適用されます。**

2017年3月31日まで（郵送の場合は当日消印有効）に申請いただいた場合は、審査・認定が4月以降となる場合であっても旧基準での認定となり、これまでのマークが付与されます。

新基準で認定を受けたい場合には、4月以降に申請していただく必要があります。

## Q 2017年3月31日に行動計画が終わる場合はどちらの基準で申請するの？

**申請が4月以降になるので新基準が適用されます。**

2017年4月1日以降の申請は、新基準が適用されるので、申請にあたっては新基準を満たしているかを確認する必要があります。

申請を予定していて、新基準を満たしていない場合は、行動計画期間を延長し、新基準の達成を目指すことができます。

なお、くるみん認定の男性の育休取得率の基準には、2年間の経過措置が設けられ、旧基準で申請することができます。この場合、これまでのマークが付与されます。

## Q これまで認定を受けた企業は新基準を満たさないとどうなるの？

**プラチナくるみん認定については、新基準を満たす必要があります。**

プラチナくるみん認定については、公表事項に労働時間の基準が追加されますが（※）、2年連続して基準を満たさない場合は取消しの対象となります。

また、くるみん認定・プラチナくるみん認定ともに、新基準の「重大な法令違反」に該当する場合は取消しの対象となります。

※ 労働時間実績の公表を、2018年3月31日まで猶予する経過措置が設けられています。

## Q これまでのくるみんマークはなくなるの？

**これまでのくるみんマークも「子育てサポート企業」の証として使うことができます。**

新基準での認定には、新しいくるみんマークが付与されますが、これまでのくるみんマークが廃止されるわけではありません。

一方、新しいマークは最新の認定年が表示されるため、いつの時点で、新しい基準を満たした企業であるかをアピールすることができます。

多方面で子育て支援をしている企業として、新しいくるみんマークの取得を目指しましょう！

くるみん認定・プラチナくるみん認定の申請、一般事業主行動計画に関するお問い合わせは、

## 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7167
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-219-5509	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-2777	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-223-0560	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

厚生労働省トップページ> 分野別の政策> 注目のキーワード> くるみんマークについて のページに以下の情報が掲載されています。

- ◆ 一般事業主行動計画の策定・届出について：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>
- ◆ 認定企業について：[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html)
- ◆ 企業の仕事と家庭の両立支援に関する取組について（両立支援のひろば）：<https://www.ryouritsu.mhlw.go.jp/>
- ◆ 相談はこちらでも（次世代支援対策推進センター一覧）：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dantai.html>
- ◆ くるみん税制について：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html>

平成29年度

「均等・両立推進企業表彰」及び

「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」

に応募する候補企業を募集中！

厚生労働省では、平成29年度「均等・両立推進企業表彰」及び「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」の候補となる企業を次のとおり公募中です。

○「均等・両立推進企業表彰」は、

職場で女性の能力を発揮させるための積極的な取組(ポジティブ・アクション)や、仕事と育児・介護との両立を支援する取組を行い、また、他の模範となるような企業を表彰する制度で、毎年実施しています。

応募期間は、平成29年7月31日までです。

応募方法等詳細については、詳細は「女性の活躍・両立支援総合サイト」(<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/award/>)の専用ページをご覧ください。

お問い合わせ先は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社「均等・両立推進企業表彰」事務局(メール : [environment@tokiorisk.co.jp](mailto:environment@tokiorisk.co.jp) 電話 : 03 (5288) 6582)です。

○「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」は、

パートタイム労働者の働きや貢献に見合った正社員との均等・均衡待遇を推進し、パートタイム労働者がいきいきと働くことができる職場環境を整備するため、他の模範となるパートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいる企業等を表彰し、その取組を広く周知することにより、他の企業の取組を促進することを目的として、平成27年度から実施しています。

応募期間は、平成29年8月3日までです。

応募方法等詳細については、パート労働ポータルサイト (<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)の専用ページをご覧ください。

お問い合わせ先は、みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」事務局(メール : [part-selection@mizuho-ir.co.jp](mailto:part-selection@mizuho-ir.co.jp) 電話 : 03-5281-5276)です。

(雇用環境・均等室)

平成29年度均等・両立推進企業表彰

# 女性の活躍を 推進している企業 ファミリー・フレンドリーな 企業を表彰します

応募期間

平成29年6月1日～7月31日

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)および「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範となる取組を推進している企業を表彰しています。

平成29年度の各賞候補を募集します。「わが社こそは」と思われる企業の皆さま、ぜひご応募ください!

厚生労働大臣最優良賞

両部門に優れた企業

厚生労働大臣優良賞

「均等推進企業」部門

「ファミリー・フレンドリー企業」部門

# 厚生労働大臣最優良賞

過去に均等推進企業部門もしくは  
ファミリー・フレンドリー企業部門の厚生労働大臣優良賞を受賞し、  
受賞後にそれらの取組成果が進んでいると認められ、  
かつ、下記2部門の厚生労働大臣優良賞の表彰基準を満たす企業。

## 厚生労働大臣優良賞

女性の能力発揮を促進するために、  
他の模範ともいべき取組を推進し、  
その成果が認められる企業を表彰。

### 均等推進企業部門

- ポジティブ・アクションの取組内容(「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」、「職場環境・職場風土の改善」及び「働き方改革」)に関する評価項目の取組状況がおおむね5割以上であること。
- ポジティブ・アクションの取組の結果、応募年を含め過去3年間で、「採用拡大」、「職域拡大」又は「管理職登用」のうち2項目以上において「取組成果」が見られること。
- 雇用管理状況のうち、「役職者に占める女性割合」において、係長クラス及び課長クラスがともに全国(産業別)の平均以上であり、部長クラス以上にも女性がいること。併せて、その他6項目の合計点が4点以上であること。

他

※「ポジティブ・アクション」とは…男女間にみられる格差の解消を目指して、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組を指します。

詳しくはこちら:(ポジティブ・アクション情報ポータルサイト)  
<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp>

## 厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護を両立するために、  
他の模範ともいべき取組を推進し、  
その成果が認められる企業を表彰。

### ファミリー・フレンドリー企業部門

- 両立指標(平成29年5月改訂版)の評価結果が分野1、2及び4がおおむね30%以上、かつ分野3又は5がおおむね30%以上であること。
- 両立指標の点数が360点以上(労働者数301人以上の企業)、又は330点以上(労働者数300人以下の企業)であること。
- 直近の3年度において育児や介護を行うために利用できる制度の利用状況について「取組成果」が見られること。その他、他の企業の模範となるような両立支援のための制度や雇用管理が行われていること。

※両立指標とは…企業自らが自社の仕事と家庭の両立支援策の進展度合いや不足している点を、62問の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。

詳しくはこちら:(両立指標に関する指針)  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujijidoukateikyoku/shishinn290518.pdf>

表彰式・  
シンポジウム

- 受賞企業に対して表彰状及び記念品を授与いたします。
- 表彰式・シンポジウムは12月頃、東京都内にて実施予定です。

## 応募資格

### 各賞共通

- 応募時点において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の義務規定違反がないこと。
- 上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。
- 表彰を受けた場合、取組内容の公表が可能であること。

### 厚生労働大臣最優良賞

- 過去に厚生労働大臣最優良賞を受賞していないこと。

### 厚生労働大臣優良賞

#### [均等推進企業部門]

- 女性活躍推進法第8条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、届出及び公表を行っていること。  
なお、一般事業主行動計画の公表は「女性の活躍推進企業データベース」(<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)上で行っていること。
- 女性活躍推進法第16条に基づく、自社の女性の活躍に関する情報公表を「女性の活躍推進企業データベース」上で行っていること。
- 過去に均等推進企業部門の厚生労働大臣優良賞を受賞していないこと。

#### [ファミリー・フレンドリー企業部門]

- 過去にファミリー・フレンドリー企業部門の厚生労働大臣優良賞を受賞していないこと。

※詳細につきましては、「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の専用ページをご確認ください。

## 応募方法

- 所定の応募用紙をダウンロードし必要事項を記入の上(平成29年4月1日現在の状況)、事務局あてにメールまたは郵送でご応募ください。
- 応募用紙は、「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の専用ページ(<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/award/>)からダウンロードできます。  
※均等推進企業部門とファミリー・フレンドリー企業部門とは応募用紙が異なりますのでご注意ください。  
※厚生労働大臣最優良賞に応募の際は、両部門の応募用紙にご記入いただき、応募ください。  
※応募書類は返却いたしません。応募書類に記載された内容については本表彰以外には一切利用いたしません。また、審査内容の詳細、選外となった企業名等に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議申し立てについては一切お受けできません。

### 応募期間

平成29年6月1日(木)～7月31日(月)(※当日消印有効)

### 【応募書類送付先・問合せ先】

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 「均等・両立推進企業表彰」事務局 担当:坪井・藤井  
メール:environment@tokiorisk.co.jp  
郵送:〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエストタワー23F  
電話:03-5288-6582

## 審査の流れ



その他の詳細につきましては、下記ホームページまでアクセスください。

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/award/>

均等・両立推進企業表彰

検索



こちらのQRコードから簡単にアクセスできます。

# ポジティブ・アクションに取り組む企業・両立支援に取り組む企業の皆さまの積極的なご応募をお待ちしています!

## 女性活躍推進法に基づく認定マーク

### 「えるぼし」

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良な企業は申請を行うことにより、厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができます。



女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」

## 次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク

### 「くるみん」「プラチナくるみん」

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。



次世代認定マーク  
「くるみん」

特例認定マーク  
「プラチナくるみん」

## 仕事と介護の両立支援のシンボルマーク

### 「トモニン」

仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業がその取組を、「両立支援のひろば」(<http://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)に登録することにより、使用できるシンボルマークです。



仕事と介護の両立支援のシンボルマーク「トモニン」

※上記の各種認定・シンボルマークを取得されていない企業でも表彰への応募は可能です。  
積極的にご応募ください。

## 直近の過去3年間の厚生労働大臣賞受賞企業一覧

均等推進企業部門	受賞年度	受賞企業名
厚生労働大臣優良賞	平成28年度	●株式会社池田泉州銀行 (大阪府)
		●塩野義製薬株式会社 (大阪府)
		●DHLジャパン株式会社 (東京都)
厚生労働大臣優良賞	平成27年度	該当なし
厚生労働大臣優良賞	平成26年度	●中外製薬株式会社 (東京都)
ファミリー・フレンドリー企業部門	受賞年度	受賞企業名
厚生労働大臣優良賞	平成28年度	●大和証券株式会社 (東京都)
		●社会医療法人 明和会医療福祉センター (鳥取県)
		●株式会社リコー (東京都)
厚生労働大臣優良賞	平成27年度	●アステラスリサーチテクノロジー株式会社 (茨城県)
厚生労働大臣優良賞	平成26年度	●有限会社COCO-LO (群馬県)
		●住友生命保険相互会社 (東京都)
		●東京海上日動火災保険株式会社 (東京都)
		●三井住友海上火災保険株式会社 (東京都)
		●ブラザー工業株式会社 (愛知県)
		●株式会社広島銀行 (広島県)

※直近の過去3年間には「厚生労働大臣最優良賞」受賞企業はございません。

平成29年度パートタイム労働者活躍推進企業表彰

# パートタイム労働者活躍推進企業表彰 の募集が始まりました!

厚生労働省では、パートタイム労働者の活躍推進の取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰し、その取組を先進事例として広く発信しています!

平成29年度の募集が始まりました。「我が社こそは」と思われる企業の皆さま、奮ってご応募ください  
(事業所単位での応募も可能です。規模・業種も問いません。)

**最優良賞**

厚生労働大臣賞

**優良賞**

雇用均等・児童家庭局長  
優良賞

**奨励賞**

雇用均等・児童家庭局長  
奨励賞

## 受賞企業の声

- ◆ パートの募集で、応募数が2倍以上になりました。
- ◆ 定着率が上昇し、優秀な人材の活躍が実現できるようになりました。
- ◆ 新聞やテレビに取り上げられ、それをご覧になったお取引先様からの反応が多くありました。
- ◆ パート社員を中心に「素晴らしい取組をしている会社にいられることを誇りに思っている」といった内容の声が多く聞こえるようになりました。
- ◆ 応募を機に改めて自社の取組を見つめ直し、また他社の先進事例を学んだことで、課題と目標の具体化につながりました。

## 《平成28年度受賞企業》計12社

- ◆ **最優良賞** 株式会社オリエンタルランド、株式会社ケア21
- ◆ **優良賞** あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、株式会社AOKI、株式会社千葉興業銀行、株式会社東邦銀行
- ◆ **奨励賞** イオン九州株式会社、株式会社イオンファンタジー、株式会社オーティーエス  
株式会社関西スーパーマーケット、株式会社サンリッチ三島、株式会社日豊ケアサービス



受賞企業は、受賞年と受賞名を記載したシンボルマークが利用できます!  
このシンボルマークを名刺に貼ったり、ホームページに掲載したり、  
求人広告に載せることができます!

表彰の応募の詳細は、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」でご覧いただけます。

 <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/>



# 募集の概要

## 募集対象

パートタイム労働者の活躍推進に向けて取り組んでいる企業(事業所)。  
(必ずしも全社的な取組でなくても、一事業所としての応募も可能です。)

## 応募資格

- (1)パートタイム労働法の義務規定違反がないこと。
- (2)労働関係法令に関して重大な違反がないこと。
- (3)過去3年間に、その他の法令上又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- (4)表彰を受けた場合、取組内容の公表が可能であること。

## 表彰基準

- (1)パートタイム労働者均等・均衡待遇指標(パート指標)の診断結果が、雇用する全てのタイプのパートタイム労働者に係る取組において、総得点率50%以上であること。
- (2)パートタイム労働者の活躍に向けて取り組む企業として「パート労働者活躍企業宣言サイト」に取組内容や今後の目標等を掲載(宣言)していること。  
※なお、「パート労働者活躍企業宣言サイト」への宣言については平成29年8月末までに実施する見込みがあれば、応募時点で宣言していなくても応募することが可能です。
- (3)パートタイム労働者の活躍推進に向けた取組(法定を上回る自主的な取組、働き方改革の趣旨を踏まえた取組)を行い、かつ、実績または成果が認められること。

## 応募方法

パート労働ポータルサイト内の「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/>)より、応募用紙(電子ファイル(EXCEL))をダウンロードし、必要事項をご記入の上、郵送により応募してください。\*

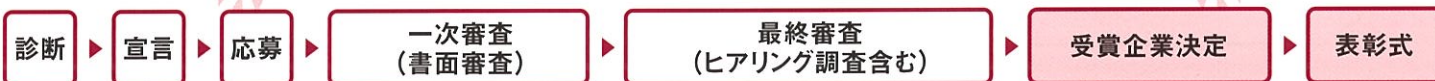
※応募用紙と「パート労働者活躍企業診断サイト」の診断結果の提出により応募いただけます。応募用紙は郵送のほか、E-mailによる提出も必要となります。応募にあたっては、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」掲載の表彰実施要領・表彰基準・応募要領を必ずご参照ください。

**応募締切:平成29年8月3日(木曜日)(必着)**

## 審査・表彰について

審査は、有識者からなる審査委員会(非公開)において、厳正かつ公正に行います。  
また、受賞企業への表彰式は平成30年2月1日(木)に実施予定です。

### 表彰式までの流れ



※表彰への応募には「診断」と「宣言」が必要です!

「パート労働者活躍企業診断サイト」(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan/>)は、パートタイム労働者の雇用管理改善に向けて自社の現状と課題を自主点検できるサイトです。

診断サイトで、パートタイム労働者均等・均衡待遇指標(パート指標)による自社診断をした上で、「パート労働者活躍企業宣言サイト」(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/sengen/>)で、自社で行っているパートタイム労働者の活躍推進の取組や、今後の目標を発信(宣言)しましょう!

### お問い合わせ先

【事務局】みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部(担当:川上・山本・砂川・宮田)

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

E-mail: [part-selection@mizuho-ir.co.jp](mailto:part-selection@mizuho-ir.co.jp)

TEL: 03-5281-5276(平日10時~17時30分) FAX: 03-5281-5443(24時間受付)